

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十二号

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例

広島県行政機関設置条例（昭和三十九年広島県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一百五十五条第一項及び第二項並びに」を削る。

第二条を次のように改める。

（総務事務所）

第二条 地方自治法第一百五十六条第一項の規定により、次に掲げる事務を分掌させるため、総務事務所を置く。

一 第三条、第四条、第九条及び第十二条の規定により設置する行政機関（以下「各行政機関」という。）の庶務、経理等に関する事務

二 各行政機関等の連絡調整に関する事務

三 各行政機関の危機管理の総括に関する事務

四 県民相談その他の県民生活に関する事務

2 総務事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------------|----------------|--|
| 広島県西部 総務事務所 | 広島市中区基 町 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部 総務事務所 | 福山市三吉町 一丁目 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部 総務事務所 | 三次市十日市 東四丁目 | 三次市及び庄原市 |

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（建設事務所）

第十二条 地方自治法第一百五十六条第一項の規定により、土木及び建築に関する事務を分

掌させるため、建設事務所を置く。

2 建設事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|------------|------------|--|
| 広島県西部建設事務所 | 広島市南区比治山本町 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部建設事務所 | 福山市三吉町一丁目 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部建設事務所 | 三次市十日市東四丁目 | 三次市及び庄原市 |

第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(農林水産事務所)

第九条 地方自治法第百五十六条第一項の規定により、農業、林業及び水産業に関する事務を分掌させるため、農林水産事務所を置く。

2 農林水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|--------------|-----------|--|
| 広島県西部農林水産事務所 | 広島市中区基町 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部農林水産事務所 | 福山市三吉町一丁目 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部農林水産事務所 | 庄原市東本町一丁目 | 三次市及び庄原市 |

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第六条とする。

第三条の表を次のように改め、同条を第五条とする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------|------------|---|
| 広島県西部保健所 | 廿日市市桜尾二丁目 | 竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部保健所 | 尾道市古浜町 | 三原市、尾道市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部保健所 | 三次市十日市東四丁目 | 三次市及び庄原市 |

第二条の次に次の二条を加える。

(県税事務所)

第三条 地方自治法第百五十六条第一項の規定により、県税に関する事務を分掌させるため、県税事務所を置く。

2 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------------|----------------|--|
| 広島県西部 県税事務所 | 広島市中区基 町 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部 県税事務所 | 福山市三吉町 一丁目 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部 県税事務所 | 三次市十日市 東四丁目 | 三次市及び庄原市 |

(厚生環境事務所)

第四条 地方自治法第百五十六条第一項の規定により、保健、福祉及び環境保全に関する事務を分掌させるため、厚生環境事務所を置く。

2 厚生環境事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------------------|----------------|--|
| 広島県西部 厚生環境事 務所 | 廿日市市桜尾 二丁目 | 広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡 |
| 広島県東部 厚生環境事 務所 | 尾道市古浜町 | 三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石郡 |
| 広島県北部 厚生環境事 務所 | 三次市十日市 東四丁目 | 三次市及び庄原市 |

附則第三項及び第四項を次のように改める。

(経過措置)

3 第四条の規定にかかわらず、当分の間、広島県西部東厚生環境事務所を東広島市西条昭和町に置き、その所管区域を竹原市、東広島市及び豊田郡とし、広島県西部厚生環境事務所の所管区域を広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡とする。

4 第五条の規定にかかわらず、当分の間、広島県西部東保健所を東広島市西条昭和町に置き、その所管区域を竹原市、東広島市及び豊田郡とし、広島県西部保健所の所管区域を大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

3 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し及び同条第一項中「地域事務所」を「県税事務所」に改め、同条第二項中「特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び軽油引取税にあつては広島県広島地域事務所長に、ゴルフ場利用税にあつては広島県東広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改め、同条第三項中「地域事務所」を「県税事務所の長」に、「地域事務所長」を「県税事務所長」に改め、同条第四項中「地域事務所(次項において「管轄地域事務所」を「県税事務所(次項において「管轄県税事務所」に改め、同条第五項中「管轄地域事務所」を「管轄県税事務所」に、「地域事務所の長」を「県税事務所の長」に改め、同条第六項中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

第十条第一項中「地域事務所」を「県税事務所」に改め、同条第二項中「特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」の下に「ゴルフ場利用税」を加え、「広島県広島地域事務所長を、ゴルフ場利用税に係る書類等については広島県東広島地域事務所長」を「広島県西部県税事務所長」に改める。

第二十七条本文中「地域事務所」を「県税事務所」に改め、同条ただし書中「特定株式等譲渡所得金額に係る県民税」の下に「ゴルフ場利用税」を加え、「広島県広島地域事務所の掲示場、ゴルフ場利用税に係る同項の規定による公示送達のための掲示場は広島県東広島地域事務所」を「広島県西部県税事務所」に改める。

第三十四条の三第一項及び第二項、第四十七条の二第一項及び第二項、第五十六条の二第一項及び第二項並びに第二百一条の二第一項及び第二項中「地域事務所」を「県税事務所」に改める。

(広島県感染症診査協議会条例の一部改正)

4 広島県感染症診査協議会条例(平成十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

| 保 健 所 | 協 議 会 の 名 称 |
|---------------------|-------------|
| 広島県西部保健所及び広島県西部東保健所 | 西部感染症診査協議会 |
| 広島県東部保健所 | 東部感染症診査協議会 |
| 広島県北部保健所 | 北部感染症診査協議会 |